

市営住宅の入居資格について

市営住宅に入居できる者の資格については**鹿角市営住宅条例**により次のとおり定められています。

(市営住宅の入居者の資格)

第6条 市営住宅に入居することができる者は、少なくとも次に掲げる条件を具備する者でなければならない。

(1) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

(2) その者の収入がア又はイに掲げる場合に応じ、それぞれア又はイに定める額を超えないこと。

ア 入居者の心身の状況又は世帯構成、区域内の住宅事情その他の事情を勘案し、特に居住の安定を図る必要があるものとして規則で定める場合 25万9千円

イ アに掲げる場合以外の場合 15万8千円

(3) その者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。

○住宅困窮に該当する主な事例および必要書類について

下記に記載のない困窮理由の場合は、都市整備課 建築住宅班まで直接お問い合わせください。

1. 住宅以外の建物または場所に住んでいる

〔必要書類〕 特になし（住んでいる場所が住所地と違う場合は案内図等）

【具体例】・小屋や車庫などに住んでいる

2. 保安上危険または衛生上有害な住宅に住んでいる

※リフォーム（大規模なものを除く）により概ね解決する場合は該当になりません

〔必要書類〕 住宅解体に係る見積書、契約書など

【具体例】・現在、倒壊の危険がある住宅に住んでいる

・老朽化による痛みが激しいため解体する予定であるが、適当な引っ越し先がない

3. 間取り、世帯構成から家族との同居ができない

※家族との不仲や、自立のため家を出たいという理由の場合は該当になりません

〔必要書類〕 建築時の間取り図面または申請書裏に間取りを記載（手書きも可）

【具体例】・自宅の広さに対して家族が多く、自分が普通に生活できるスペースがない

・近いうちに兄弟が家に戻ってくるが、生活スペースが少ないため自分が家を出ていく必要がある

4. 正当な事由による立退き要求を受けている

〔必要書類〕 貸主からの立退き通知書または証明書

【具体例】・借家又はアパートの大家から立退き要求を受けているが、適当な立退き先がない

5. 収入に対して著しく過大な家賃を支払っている

※現家賃が収入の概ね2割以上を占めており、申込希望の住宅より高いこと

〔必要書類〕 賃貸契約書等の写し（契約書類が無い場合は通帳の写しなど）

【具体例】・アパート（又は借家）の家賃が収入に対して割合が高く、生活が苦しい

6. 婚約した（又は離婚が決まった）が低収入により適度な住宅が見つからない

〔必要書類〕 婚約証明書、戸籍（届出済の方）、裁判所への申立書等の写し（離婚の場合）

【具体例】・婚姻等により新たに生活拠点を構えるが、収入に見合った住宅が見つからない

7. 遠距離通勤を余儀なくされている

※通勤時間が概ね1時間程度であり、既に通勤している先が鹿角市内であること

〔必要書類〕 通勤先の証明書等

【具体例】・通勤に片道1時間程掛かっているため近くに住みたいが、適度な住宅が見つからない

(注)就職、転勤、移住等に伴い低廉な住宅をお探しの場合は、上記の住宅困窮には該当しません。